

件名	廃棄物の処理（市ヶ谷）（その2）	仕様書番号	T-BA1-06-0069
		作成年月日	令和6年11月6日
		作成部課名	装備政策部装備政策課

## 1 総則

### 1. 1 適用範囲

この仕様書は防衛装備庁より排出される産業廃棄物の収集運搬等処理作業（以下、「本作業」という。）について規定する。

### 1. 2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和49年政令第300号）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- (6) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）
- (8) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- (9) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）
- (10) 特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成12年厚生省・通商産業省省令第1号）

## 2 役務に関する要求

### 2. 1 概要

本作業は、防衛装備庁より排出される産業廃棄物について法令に則り適正に収集運搬等処理及び廃棄するものである。なお、特定家庭用機器に該当するものについては指定引取場所まで収集運搬するものである。

### 2. 2 作業内容

1. 2項に基づき、2. 3項に示す廃棄物品について、以下の作業を実施すること。

- (1) 2. 5項において別紙2の日程のとおりに収集すること。
- (2) 解体及び廃棄をするため、適切な場所へ運搬すること。
- (3) 省庁名（防衛省、防衛装備庁等）及び製造会社の銘板等がある場合は、読み取れないような処理をすること。
- (4) 修理若しくは復元が不可能な状態となるよう物理的に破壊すること。また、破壊処理の概要が分かる状況を撮影し、検査実施前に提示後、提出すること。
- (5) 2. 2項（3）、（4）のとおり解体した後、廃棄すること。
- (6) 4. 1項のとおり提出書類等を提出すること。

### 2. 3 引渡物品

別紙1のとおり。

### 2. 4 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器廃棄物は、表1のとおりとする。

表1 特定家庭用機器廃棄物

番号	品目	規格	数量	備考
1	冷蔵庫	TOSHIBA GR-22T	1	
2	電気冷蔵庫	三菱電機 MR-C37R-S	1	
3	テレビ（カラー）	シャープ LC20GH1	1	
4	テレビ（カラー）	シャープ LC-20SX5-S	1	

## 2.5 引渡場所

防衛装備庁（東京都新宿区市谷本村町5-1）細部は別図参照のこと。

## 2.6 引渡時期

引き渡し時期は別紙2のとおり、令和7年1月11日（土）0830～1715の間に引き渡しを行うものとする。

## 3 検査

- (1) 2.2項(1)について、官の立会いのもと実施する。
- (2) 2.2項(5)について、表2番号3により実施する。
- (3) 特定家庭用機器の収集運搬については、表2番号6により実施する。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類等

提出書類等は表2のとおりとする。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	備考
1	産業廃棄物管理票A票	1部	廃棄物品受領時		
2	産業廃棄物管理票B2票	1部	運搬終了時		処分終了時
3	産業廃棄物管理票D票	1部	検査実施前		
4	産業廃棄物管理票E票	1部			2.2項(3)、 (4)及び2.4項表1番号1～8の画像を添付すること。
5	廃棄記録集	1部	最終処理終了時	防衛装備庁 装備政策部 装備政策課	
6	特定家庭用機器廃棄物管理票	1部	検査実施前		

### 4.2 その他

- (1) 作業に必要な車両、重機、器材類については、契約相手方において準備すること。
- (2) 引渡場所での物品の搬出及び車両の運行中に施設、機材等に損傷等を与えた場合は、速やかに官及び引渡場所管理者へ報告するとともに、契約相手方の責任において現状を

復すること。

- (3) 本作業を履行するにあたり、官の保有する施設、機材等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (4) 本作業を実施するに当たり、詳細にわたり官及び引渡場所管理者と密接な関係を保ち、それぞれの規則を遵守し良好な結果が得られるように努めること。
- (5) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

廃棄物品一覧表

番号	品名	寸法 (L×W×H) [cm]			総質量 [kg]	構成素材重量 (kg)					個数
		雑金属	プラスチック	繊維		木材	その他				
1	机 (書記官用)	70	160	82	120	20			100		2
2	机(F)	70	140	70	135	120	15				3
3	机 (片袖型)	70	140	70	770	660	110				22
4	椅子 (書記官用)	110	63	60	13	10		3			1
5	椅子 (研修室用)	85	64	60	16		12	4			2
6	椅子 (8)	90	65	60	48		36	12			6
7	椅子(G)	90	60	60	24		18	6			3
8	椅子 (折りたたみ式)	80	48	20	2	1				1	1
9	椅子 (部員用)	90	55	63	24		18	6			3
10	机 (ワゴン)	62	59	40	780	520	260				26
11	机 (下棚)	61	55	34	95	76	19				19
12	冷蔵庫	160	57	50	50	35				15	1
13	スチールケース上置3枚戸引違	80	111	45	150	90	60				6
14	スチールケース下置3枚戸引違	80	111	45	250	150	100				10
15	スチールケース上置上置き	30	80	45	165	110	55				11
16	電気冷蔵庫	180	60	60	70	45				25	1
17	電子レンジ	45	32	25	15	10				5	1
18	電気湯沸器	30	32	20	5	3				2	1
19	スチールケース全面ロッカー	160	111	45	100	80	20				2
20	机(会議用)	120	240	72	40	10			30		1
21	椅子 (会議用)	100	60	60	234	180		54			18
22	椅子 (応接用)	82	50	62	15	10		5			1
23	机 (4)	70	160	40	15		3		12		1
24	ロッカー (更衣用)	179	45	53	20	15	5				1
25	テレビ (カラー)	48	49	25	16	10				6	2
26	アクリル板 (小)	70	60	1	11		11				11
27	アクリル板 (大)	140	60	1	22		22				22
28	灰皿	20	20	60	20	20					2
29	空気清浄機	20	40	60	15	10	5				1
30	シュレッダー	36	25	58	14	12	2				1
31	間仕切り	10	90	260	420	280				140	14
32	プリンタ台	60	40	100	30	21	9				3
33	ボックス	50	33	105	50	40				10	1

## A棟10階執務室レイアウト変更に伴う各種役務作業等全般スケジュール（案）

月日	1月10日（金）								1月11日（土）								1月12日（日）								1月13日（月・祝）								
時間	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
工程表																																	

★レイアウト変更役務  
・執務室物品等の構内移送等作業  
(養生作業)

★レイアウト変更役務  
・執務室物品等の構内移送等作業  
(物品等全搬出)  
・間仕切り撤去作業  
(間仕切り撤去)  
・LAN配線等の敷設等作業  
(間仕切り電気設備移設)

★不用物品の廃棄処分役務

★レイアウト変更役務  
・タイルカーペット張替え作業  
(タイルカーペット張替)

★レイアウト変更役務  
・LAN配線等の敷設等作業  
(不要記線の全撤去)  
(配線の仮敷設)

★入退出管理システムの移設役務  
・入退出管理システムの管理用PC移設

★備品購入（パーテーション）  
・パーテーション組立

★備品購入（什器類）  
・新規購入什器等搬入・設置

★レイアウト変更役務  
・LAN配線等の敷設等作業  
(配線立ち上げ)

★レイアウト変更役務  
・執務室物品等の構内移送等作業  
(再利用什器等再設置)  
(段ボール等配荷)

★備品購入（什器類）  
・新規購入什器等搬入・設置（続き）

★備品購入（電化製品）  
・新規購入電化製品搬入・設置

★消耗品購入（ディスプレイーム）  
・ディスプレイーム組立・設置

## 防衛省市ヶ谷庁舎



※1/10夜間～1/11早朝までに実施される「執務室のレイアウト変更役務」により、上図の部分に集積されている。